

介護福祉施設利用料等一覧表（令和8年8月1日から）

※ 負担額には処遇改善加算額を含みます。負担額は1割で計算してありますが、あくまでも目安です。1ヶ月分を合計した場合や2割負担の場合は端数処理の関係で若干の差異が生じます。（負担額：円）

【介護保険給付サービス】

☆全員にかかる 単位数(1日)	要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
基本単位数	589		659		732		802		871	
個別機能訓練加算Ⅰ	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
看護体制加算(Ⅰ)ロ	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
看護体制加算(Ⅱ)ロ	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
※日常生活継続支援加算	36	－	36	－	36	－	36	－	36	－
※サービス提供体制強化加算Ⅰ	－	22	－	22	－	22	－	22	－	22
夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16
1日当りの合計単位数	676	662	746	732	819	805	889	875	958	944
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ ※R8.6.1～	119	117	131	129	144	142	156	154	169	166
負担額の目安	807円	790円	890円	873円	977円	961円	1,060円	1,044円	1,143円	1,126円

口腔衛生管理加算Ⅱ	ひと月に110単位(月 131円)									
科学的介護推進体制加算Ⅰ	ひと月に40単位(月 45円)									
生産性向上推進体制加算Ⅱ	ひと月に10単位(月 12円)									
協力医療機関連携加算	ひと月に100単位(月 113円)									
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(Ⅱ)	ひと月に15単位(月 17円)									
ADL維持等加算Ⅰ	ひと月に30単位(月 31円)									

- 1) ※印付いた加算は、請求月現在の算定要件により、どちらか一方の加算を算定いたします。
- 2) 当施設は、高齢者虐待防止措置を講じ、業務継続計画策定しております。又、身体拘束廃止措置を講じ、安全管理体制を整え、各種の減算は対象外となっております。

対象者のみ にかかる 加算・減算 (抜粋)	種 類		単位数	負担額	種 類		単位数	負担額
	安全対策体制加算 (入所月1回のみ)		20	25円	経口移行加算	1日	28	34円
	初期加算 (30日以内)	1日	30	36円	経口維持加算Ⅰ	1月	400	477円
	外泊加算 (6～12日間)	1日	246	293円	経口維持加算Ⅱ	1月	100	120円
	療養食加算	1食	6	7円	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	1月	3	4円
	個別機能訓練加算Ⅱ	1月	20	25円	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	1月	13	16円
	個別機能訓練加算Ⅲ	1月	20	25円	排せつ支援加算Ⅰ	1月	10	13円
	再入所時栄養連携加算	1回	200	239円	排せつ支援加算Ⅱ	1月	15	19円
	若年性認知症入所者 受入加算	1日	120	143円	排せつ支援加算Ⅲ	1月	20	25円
	※ 配置医師緊急時対応 加算 (1回)	勤務時間外	325	388円	対象者に以下のⅠ又はⅡを加算		上限	最高で
		早朝夜間	650	775円	※看取り介護加算Ⅰ		7,608	9,073円
		深夜	1,300	1,551円	※看取り介護加算Ⅱ		8,108	9,669円

- ※ 看取り介護加算については、看護職員の配置状況により(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを算定いたします。
- ※ 配置医師緊急時対応加算については、看護職員の配置状況により算定する場合があります。

介護福祉施設利用料等一覧表（令和8年8月1日から）

【その他費用（介護保険外）】

種類		金額(円)	種類	金額(円)
居住に関する費用 (注1)	多床室	915円	預かり金・貴重品管理サービス料	1日 80円
	従来型個室	1,280円	家電製品持込・使用料	1日 100円
			嗜好品代	1日 150円
食事の提供に要する費用(注1)		1日 1,700円	買物・運転代行料(ガソリン代)	1Km 30円
			その他(理容代・予防接種代金ほか)	実費

(注1) 居住費、食費の利用者負担減免制度の認定を受けている方は、認定された負担額で算定いたします。

【主な減免制度】 ※市町村に申請し、認定を受けた場合に適用されます。

◆ 負担限度額認定証による居住費と食費の軽減					(令和6年8月1日から居住費が改定されました)		
食費滞在費の減免制度	減免後負担額				要件等		
	食費(1日)	居住費(1日)					
		多床室	個室				
	第1段階	300円	0円	380円	生活保護世帯		
	第2段階	390円	430円	480円	市非町課村税民世税帯	本人の年金+合計所得年額80万円以下	預貯金等合計が650万円(夫婦は1,650万円)以下
第3段階①	680円	430円	880円	年額80万円超120万円以下		預貯金等合計が550万円(夫婦は1,550万円)以下	
第3段階②	1,420円	530円	980円	年額120万円超		預貯金等合計が500万円(夫婦は1,500万円)以下	

- ◆ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度
- ※課税状況や所得額等の要件を満たし、市町村の認定を受けた方が対象となります。
- ・利用者負担額を4分の1又は2分の1を減免する制度です。

(参考) 【介護保険サービス利用者負担額の算定方法】

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ	基本単位と各種加算の合計単位数に17.6%を掛けた単位数	(四捨五入)
介護報酬額	(基本単位+加算+①～③の単位数合計) ×10.14円(1単位の単価)=介護報酬額	(円未満切捨て)
利用者負担額	介護報酬額×法に定める利用者負担割合	(円未満切上げ)